ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(4)-3

日付　2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	SPPI 要件に基づくアプローチの採用

I. 本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の SPPI 要件に関する定めを確認した上で、SPPI 要件に基づくアプローチの採用に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった[1]。

3. フェーズ 1 における主な検討項目及び検討の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等[2]では次のことを提案した。

   主な検討項目

   (1) 分類のアプローチ（事業モデル及び SPPI 要件に基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分）

   (2) 実効金利法による償却原価で測定する金融資産[3]の範囲（予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲）

   (3) 組込デリバティブ

   (4) 公正価値オプション

[1] その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。
[2] 第 571 回企業会計基準委員会と第 250 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 19 日開催）を合わせて「第 571 回企業会計基準委員会等」という。
[3] その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

検討の進め方

(1) IFRS 会計基準の分類及び測定の定めを導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。

(2) 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。

4. また、これまでの審議において、他の論点と密接に関連する分類のアプローチを優先的に検討することが考えられるとの意見が聞かれている。

5. 前項の意見を踏まえ、本資料では IFRS 会計基準における SPPI 要件に関する定めを確認した上で、本資料第 3 項のフェーズ 1 における主な検討項目(1)の金融資産の分類アプローチの一部である SPPI 要件に基づくアプローチを採用するかどうかに関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。なお、本資料は事業モデル及び SPPI 要件と密接に関連する組込デリバティブに関する分析を含んでいないため、ASBJ 事務局からの提案は含んでいない。また、公正価値オプションについては今後検討を行うこととしているため、次項以降の分析において公正価値オプションに関連する分析も含んでいない。

III. IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する定めの確認

6. IFRS 第 9 号における SPPI 要件とは、金融資産の契約条件により、表示されている通貨建の元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかで金融資産を分類するものであるとされている。(IFRS 第 9 号 4.1.2 項(b)、4.1.2A 項(b)及び B4.1.8 項)

7. 償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであり、元本でも元本残高に対する利息でもないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないと考えられたことから、IASB は SPPI 要件を分類アプローチに組み込んだとされている（IFRS 第 9 号 BC4.23 項）[4]。

[4] IFRS 第 9 号における金融資産の分類アプローチは、FVPL で測定することを基礎としつつ、実効金利法による償却原価で測定する金融資産（契約上のキャッシュ・フローの期間配分を行う金融資産）を「事業モデル」と「SPPI 要件」の 2 つの軸によって決定するものであると考えられる。（第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）審議事項(5)-2 第 23 項）

8. ここで、SPPI 要件における「元本」とは、金融資産の当初認識時の公正価値であり、残存期間にわたり変動する場合がある（例：元本返済があった場合）とされている。また、「利息」については、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、及びその他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価、並びに利益マージンで構成されるとされている[5]。（IFRS 第 9 号 4.1.3 項及び B4.1.7B 項）

9. 一方、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないものを持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせない（すなわち、SPPI 要件を満たさない）とされており、次のものが例示されている。（IFRS 第 9 号 B4.1.7A 項、B4.1.8A 項及び B4.1.9 項）

   (1) 基本的な融資のリスク又はコストではない変数（例：株価などの資本性金融商品の価値又は商品価格）に連動している場合

   (2) 債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合

   (3) 契約上のキャッシュ・フローの変動可能性を増大させるレバレッジを含む場合（例：単独のオプション、先渡及びスワップ契約が組み込まれた金融資産）

10. また、SPPI 要件の判定に関して、金融資産の契約上のキャッシュ・フローに与える可能性のある影響が僅少である場合には金融資産の分類に影響を与えないとされている。当該判定を行うためには、契約上のキャッシュ・フローの各報告期間及び金融資産の残存期間にわたる累積での考え得る影響を考慮しなければならないとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.18 項）

11. さらに、極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみ契約上のキャッシュ・フローに影響するもの（契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではないもの）については、金融資産の分類に影響しないとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.18 項）

12. 上述の内容に加え、IFRS 第 9 号では、SPPI 要件の判定に関するガイダンスや例示

[5] SPPI 要件の判定を行う上で、利息の様々な要素を別々に考慮しなければならない場合があるとされている。この場合には、企業がどれだけの補償を受け取るのかではなく、企業が何に対して補償を受けるのか（すなわち、企業が基本的な貸付けのリスク、コスト及び利益マージンへの対価を受け取るのか、それとも何か別のものへの対価を受け取るのか）に焦点を当てることとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.8A 項）

（以下「ガイダンス等」という。）が提供されている[6]。ガイダンス等について、どのような契約条件が SPPI 要件を満たすかどうかについて、金融商品の性質ごとにまとめると次のとおり整理することができる。また、SPPI 要件を満たさない可能性がある金融商品については、デリバティブが組み込まれていることによって SPPI 要件を満たさない可能性があると考えられるものにフラグを付している。

SPPI 要件を満たす可能性がある金融商品

#	金融資産の性質	具体的な内容
1	一定の指数に連動する金融商品	レバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品（元本保証あり）
2	一定の指数に連動する金融商品	債務者の業績への連動により生じる調整が、当該金融商品の信用リスクの変動について保有者に補償するだけのものである場合
3	変動金利金融商品	金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない（貨幣の時間価値要素が改変されている）金融商品のうち、(1)契約上の割引前キャッシュ・フローが(2)貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう割引前キャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）と比較して、著しく異なっていない又は著しく異なる可能性がない場合
4	変動金利金融商品	変動金利に上限が定められている金融商品（固定金利金融商品と変動金利金融商品の組合せ）のうち、組み合わされた固定金利金融商品と変動金利金融商品のいずれの利息も本資料第 8 項の要素を反映したものである場合
5	担保で保全されているフル・リコース金融商品	省略 （担保で保全されていること自体は、SPPI 要件を満たすかどうかの分析に影響しない。）

[6] IFRS 第 9 号で提供されているガイダンス等の詳細については、別紙を参照のこと。

6	国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している金融商品	国の破綻処理機関が当該金融商品の保有者に損失を課す権限が契約条件に含まれていない場合
7	偶発的事象（例：炭素排出量目標の達成）により金利が調整される金融商品	契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、偶発的な要素を除き同等の契約条件である金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、大きく異ならない場合
8	利息の繰延べ条項が付された金融商品	繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生する場合
9	償還条項が付された金融商品	返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額（これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を表している場合
10	償還条項が付された金融商品	次のすべての要件に該当する場合 (1) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。 (2) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した（しかし未払の）利息（これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を表している。 (3) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。
11	永久金融商品	延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（これには、契約の延長に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）となる場合
12	劣後金融商品	債務者の不払が契約違反に該当し、かつ債務者の倒産の場合であっても保有者が元本及び元本残高に対する利息の未

		払金額に対する契約上の権利を有する場合
13	契約上リンクしている金融商品[7]	IFRS 第 9 号 B4.1.21 項から B4.1.24 項の SPPI 要件に関する個別の定めを満たす場合[8]

SPPI 要件を満たさない可能性がある金融商品

#	金融資産の性質	具体的な内容	デリバティブが組み込まれていることにより SPPI 要件を満たさない可能性があると考えられるもの
1	一定の指数に連動する金融商品	債務者の業績や市場で決定される指数（例：株価指数、炭素価格指数）に連動する金融商品	○
2	変動金利金融商品	金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない（貨幣の時間価値要素が改変されている）金融商品のうち、(1)契約上の割引前キャッシュ・フローが(2)貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう割引前キャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）と比較して、著しく異なる又はその可能性がある場合	○
3	偶発的事象により金利が調	契約上可能性のあるいずれかのシ	○

[7] 「契約上リンクしている金融商品（contractually linked instruments）」とは、ノンリコース要素を有する金融商品のうち、ウォーターフォール支払構造を通じて設定された支払順位に従って、原資産プールから生じるキャッシュ・フローが契約上相互に関連する商品に配分されるような金融商品（すなわち、トランシェ分けされた優先劣後構造を有する金融商品）である。（IFRS 第 9 号 B4.1.20 項）

[8] 次の場合には、純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定しなければならない。（IFRS 第 9 号 B4.1.25 項）

(1) 当初認識時に保有者が IFRS 第 9 号 B4.1.21 項の条件を判定できない場合

(2) 当初認識後に原商品プールが IFRS 第 9 号 B4.1.23 項から B4.1.24 項の条件を満たさなくなるように変化する可能性がある場合

	整される金融商品	ナリオにおいて、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、偶発的な要素を除き同等の契約条件である金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、大きく異なる場合	
4	逆変動金利を支払う金融商品	金利が市場金利と逆方向に変動する金融商品	○
5	償還条項が付された金融商品	償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる場合	○
6	発行者の資本性金融商品に転換可能な金融商品	転換社債型新株予約権付社債のように金融商品のリターンが発行者の資本の価値に連動する金融資産	新株予約権を含む。
7	ノンリコース要素を含む金融商品(契約上リンクしている金融商品を除く。)	契約条件で、金融資産のキャッシュ・フローが特定の有料道路を使用する自動車が多くなるほど増加すると定めている場合	○
8	契約上リンクしている金融商品	原金融商品プールについて、残価リスクの対象となっているか又は基本的な融資のリスク若しくはコストではない変数(例えば、市場賃料率)に連動している変動リース料で構成されているリース債権が含まれている場合	
9	国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している金融商品	当該金融商品の保有者に損失を課すことを許容又は要求する内容が契約条件に含まれており、当該契約条件が真正なもの(本資料第 11 項参照。)である場合	
10	利息の繰延べ条項が付された金融商品	繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生しない金融商品	

IV. ASBJ 事務局による分析

13. 金融資産の分類アプローチについて、2008 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」(以下「DP」という。)では、金融商品会計の複雑性を低減させる観点から、すべての金融資産を FVPL で測定することが提案されていた。この点、当該提案に反対する意見が多く聞かれたことから、IASB は、DP に対するフィードバックを踏まえ、FVPL を基礎としつつ、一定の要件を満たす金融商品については償却原価で測定するアプローチを採用することにしたとされている。(IFRS 第 9 号 BC4.6 項から BC4.8 項)

14. ここで、本資料第 7 項に記載のとおり、償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであり、元本でも元本残高に対する利息でもないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないと考えられたことから、IASB は SPPI 要件を分類アプローチに組み込んだとされている。(IFRS 第 9 号 BC4.23 項)

15. この点、SPPI 要件を満たす金融資産について、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的として償却原価で測定することに同意できると考えられる。このため、次項以降では、仮に SPPI 要件に関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合の影響について分析することによって、検討を進めることとする。

(SPPI 要件に関する分析)

16. IFRS 第 9 号の SPPI 要件とは、金融資産の契約条件により、表示されている通貨建の元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかで金融資産を分類するものであるかどうかで金融資産を分類するものであり、考え方自体はシンプルであると考えられる。

17. しかしながら、SPPI 要件の評価に関して、「利息」の構成要素(本資料第 8 項参照。)に該当するか、契約上のキャッシュ・フローの特性が金融資産の分類に影響を与えるか、契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではないものであるかどうか(本資料第 11 項参照。)といった領域において判断が必要となる場合があると考えられる。

18. 前項のとおり判断が難しい場合があることから、IFRS 第 9 号では、ノンリコース要素を有する金融資産や契約上リンクしている金融商品といった特定のスキームに関するものを含めて、詳細なガイダンスが多数提供されている。これは、原則主義の定めだけでは対応することが困難であることを示していると考えられる。

19. このような原則主義の定めに関する困難さを踏まえると、仮に SPPI 要件に関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れる場合には、判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応を組み合わせることが考えられる。

20. まず判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応の 1 つとして、組込デリバティブの区分処理を求めることが考えられる。本資料第 12 項でお示ししたとおり、SPPI 要件を満たさない可能性がある金融商品の中には、組み込まれたデリバティブによって SPPI 要件を満たさない結果を生じさせる可能性がある金融商品があると考えられる。ここで、審議事項(4)-2 でお示ししたとおり、組込デリバティブの区分処理に関する定めを維持した場合には、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であることから、SPPI 要件を満たしていないものとして取り扱われる金融資産の範囲は小さくなると考えられる[9]。

21. さらに判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応として、次の 2 つの方向性が考えられる。

    案 1：IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れる。さらに、必要に応じて、補足文書において SPPI 判定の適用に関する例示を提供することが考えられる。

    案 2：組込デリバティブの区分処理の影響を除いて SPPI 要件を適用した場合と同様の結果となるように、金融資産の種類ごとに具体的な取扱いを定める現行の取扱いを踏襲し、実務において一般的と考えられる金融資産ごとに個別の定めを設ける。

22. 案 1 は、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する原則を定めた上で、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関するガイダンスをすべて取り入れるものである。この場合でも判断に悩むケースがある場合には、補足文書において SPPI 判定の適用に関する例示を提供するといった対応を行うことが考えられる。

23. 一方、案 2 は、現行の日本基準における金融資産の種類ごとに具体的な取扱いを定める取扱いを踏襲しつつ、組込デリバティブの区分処理の影響を除いて SPPI 要件を適用した場合と同様の結果となるように、実務において一般的と考えられる金融

[9] 審議事項(4)-2 の別紙において、組込デリバティブに関する金融商品会計基準等と米国会計基準との比較を示している。仮に組込デリバティブに関する定めについて米国会計基準とコンバージェンスを図る場合には、SPPI 要件を満たしていないものとして取り扱われる金融資産の範囲はさらに小さくなると考えられる。

資産ごとに個別の定めを設けるものである。

24. 案1と案2を比較すると、案1の方向性を採用した場合には、国際的な会計基準との整合性についての説明がより容易になるという利点が考えられる。

25. 一方、案2の方向性を採用した場合には、従来の体系と親和的であるため、我が国の利害関係者に受け入れられやすいという利点が考えられる。また、米国会計基準も同様の体系としていることから、国際的にも説明可能と考えられる。他方、金融資産ごとに個別の定めを設ける際、どこまで網羅的に定めることができるかなどの難しさがあると考えられる。

ディスカッション・ポイント
本資料第13項から第25項の事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以　上

別紙：IFRS 第 9 号で提供されているガイダンス等

一定の指数に連動する金融商品

（インフレ指数に連動する金融商品）

1. 元本及び利息の支払がレバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品（元本保証あり）については、インフレ指数に連動することによって貨幣の時間価値が現在の水準に更改されることとなる。換言すると、この金融商品の金利は「実質」金利を反映していると考えられるため、SPPI 要件を満たすと考えられる。（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 A）

（債務者の業績や市場で決定される指数に連動する金融商品）

2. 利息の支払が債務者の業績（例：債務者の純利益）や市場で決定される指数（例：株価指数、炭素価格指数）といったその他の変数に連動する金融商品については、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合しないリターンを反映していることから、SPPI 要件を満たさないと考えられる。ただし、債務者の業績への連動により生じる調整が、当該金融商品の信用リスクの変動について保有者に補償するだけのものであり、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみとなる場合は、SPPI 要件を満たす可能性があると考えられる。（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 A 及び B4.1.14 項金融商品 I）

変動金利金融商品

3. 変動金利金融商品について、存続期間中に金利（例：LIBOR などの指標金利）が改定されること自体は SPPI 要件を否定するものではなく、利息が本資料第 8 項の要素を反映したものである限りは SPPI 要件を満たす可能性がある。（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 B）

（金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない（貨幣の時間価値要素が改変されている）金融商品）

4. 変動金利金融商品について、借手が 3 か月ごとに改定される 1 か月物金利を支払うことを選択できる場合や契約金利が金融商品の残存期間を超える期間に基づいている場合（例：満期が 5 年の金融商品の支払う変動金利が定期的に改定されるが、常に 5 年の満期を反映する場合）には、金利は金利の期限と一致しない頻度で改定

されることから、貨幣の時間価値要素が改変されている。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 B)

5. 貨幣の時間価値要素が改変されている場合には、当該改変を評価して SPPI 要件を満たすかを判定しなければならないとされている。当該判定については、定性的評価によって行うことができる場合があるが、定量的評価を行うことが必要な場合もあるとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.9B 項及び IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 B)

6. 改変後の貨幣の時間価値要素の評価は、次の項目を比較し、各報告期間における影響、当該金融商品の存続期間にわたる累積的な影響を考慮することとされている。また、合理的に考え得るシナリオに基づいて、将来の契約上のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある要因[10]も考慮しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.9C 項及び B4.1.9D 項)

   (1) 契約上の(割引前の)キャッシュ・フロー

   (2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう(割引前の)キャッシュ・フロー(ベンチマーク・キャッシュ・フロー)

7. ただし、分析をほとんど又は全くしなくても、前項(1)が(2)と著しく異なる可能性がある(又は異なる可能性がない)ことが明らかである場合には、詳細な評価を行う必要はないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.9C 項)

(変動金利に上限が定められている金融商品)

8. 変動金利に上限が定められている金融商品は、固定金利金融商品と変動金利金融商品を組み合わせたものと考えることができる。組み合わされた固定金利金融商品と変動金利金融商品のいずれの利息も本資料第 8 項の要素を反映したものである場合には、変動金利に上限が定められている金融商品についても SPPI 要件を満たす可能性がある。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 C)

[10] 例えば、期間が 5 年で変動金利が 6 か月ごとに 5 年物金利に改定される債券を評価する場合には、5 年物金利と 6 か月物金利との間の関係が当該金融商品の存続期間にわたり変化して、当該金融商品の存続期間にわたる「(1)契約上の(割引前の)キャッシュ・フロー」が「(2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう(割引前の)ベンチマーク・キャッシュ・フロー」と著しく異なることとなる可能性があるのかどうかも考慮しなければならない。(IFRS 第 9 号 B4.1.9D 項)

担保で保全されているフル・リコース金融商品

9. フル・リコース金融商品が担保で保全されていること自体は、SPPI 要件を満たすかどうかの分析に影響しない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 D)

国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している金融商品

10. SPPI 要件は、金融商品の契約条件に基づいて判定を行うものである。このため、契約条件ではない国の破綻処理機関が当該金融商品の保有者に損失を課す権限だけから生じる支払は、SPPI 要件を判定する上で考慮しない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 E)

11. ただし、金融商品の契約条件において、当該金融商品の保有者に損失を課すことを許容又は要求している場合には、当該契約条件が真正のもの(本資料第 11 項参照。)である限り、たとえそうした損失が課される確率が低い場合であっても SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 E)

偶発的事象(例:炭素排出量目標の達成)により金利が調整される金融商品

12. 炭素排出量目標の達成という偶発的事象が発生した場合に金利が調整される金融商品については、契約条件が同等であるが炭素排出量に連動した偶発的な要素がない金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて大きく異ならない場合に限り、SPPI 要件を満たす。(IFRS 第 9 号 B4.1.10 項、B4.1.10A 項及び B4.1.13 項金融商品 EA)

発行者の資本性金融商品に転換可能な金融商品

13. 発行者の資本性金融商品(例:株式)に転換可能な金融商品については、当該金融商品のリターンが発行者の資本の価値に連動しており、基本的な融資の取決めと整合しないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 F)

逆変動金利を支払う金融商品

14. 金利が市場金利と逆方向に変動する金融商品については、利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 G)

利息の繰延べ条項が付された金融商品

15. 利息の繰延べ条項が付された金融商品については、繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生する場合には、SPPI 要件を満たす可能性がある。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 H)

16. 一方、繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生しない金融商品については、結果的に利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 H)

償還条項が付された金融商品

17. 償還条項が付された金融資産については、償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる場合には、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 H)

18. 一方、発行者(すなわち、債務者)が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者(すなわち、債権者)が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額(これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある)を表している場合には、SPPI 要件を満たすと考えられる。(IFRS 第 9 号 B4.1.11 項(b))

19. また、次のすべてに該当する場合には、SPPI 要件を満たす可能性があるとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.12 項)

    (1) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。

    (2) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した(しかし未払の)利息(これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある)を表している。

(3) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

永久金融商品

20. 永久金融商品は、事実上、連続した複数の延長オプションが組み込まれた金融商品であるとされている。このような延長オプションが組み込まれた金融商品について、延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（これには、契約の延長に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）となる場合には、SPPI 要件を満たすと考えられる。(IFRS 第 9 号 B4.1.11 項(c)及び B4.1.13 項金融商品 H)

ノンリコース要素を含む金融商品（契約上リンクしている金融商品を除く。）

21. ノンリコース要素を含む金融商品とは、キャッシュ・フローを受け取る最終的な権利が特定の資産の生み出すキャッシュ・フローに契約で限定されている金融商品である。このような金融商品については、主として債務者の信用リスクではなく特定の資産の履行リスクに晒されていることから、形式的には元本及び利息として表示されていたとしても、実質的には基本的な融資の取決めと整合せず、SPPI 要件を満たさない場合があるとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.15 項から B4.1.16 項及び BC4.280 項)

22. 例えば、契約条件で、金融資産のキャッシュ・フローが特定の有料道路を使用する自動車が多くなるほど増加すると定めている場合には、当該契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合しせず、SPPI 要件を満たさないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.16 項)

23. ノンリコース要素を有していることや原資産が非金融資産であることは、必ずしも SPPI 要件を満たすことを妨げないものの、(1)特定の原資産又はキャッシュ・フローと(2)分類しようとしている金融資産の契約上のキャッシュ・フローとの間の結び付きについて、「ルック・スルー」して検討しなければならないとされている。また、この結び付きが他の契約上の取決め（債務者が発行した劣後債務又は資本性金融商品など）の影響をどのように受けるのかも検討しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.17 項)

劣後金融商品

24. 劣後金融商品（他の商品に劣後する金融商品）についても、債務者の不払が契約違反に該当し、かつ債務者の倒産の場合であっても保有者が元本及び元本残高に対する利息の未払金額に対する契約上の権利を有する場合には、SPPI 要件を満たす可能性があるとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.19 項）

契約上リンクしている金融商品

25. 「契約上リンクしている金融商品（contractually linked instruments）」とは、ノンリコース要素を有する金融商品のうち、ウォーターフォール支払構造を通じて設定された支払順位に従って、原資産プールから生じるキャッシュ・フローが契約上相互に関連する商品に配分されるような金融商品（すなわち、トランシェ分けされた優先劣後構造を有する金融商品）である[11]。（IFRS 第 9 号 B4.1.20 項）

26. ただし、優先的な負債性金融商品が支払可能とならない限り、劣後的な負債性金融商品を売却する実際上の能力を有さないような場合、このような負債性金融商品は、契約上リンクしている金融商品には該当しないとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.20A 項）

27. 契約上リンクしている金融資産については、次のすべてに該当する場合のみ SPPI 要件を満たすとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.21 項から B4.1.24 項）

    (1) 分類を検討しているトランシェの契約条件（原金融商品プールへのルック・スルーはしないで判定する）が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる（例：当該トランシェに係る金利がコモディティ指数に連動していない）。

    (2) 原金融商品プールには SPPI 要件を満たす（又は同等である[12]）1 つ又は複数の

---

[11] 「契約上リンクしている」という用語は、異なるトランシェ間の関係、並びにそれらに関連した権利及び義務（キャッシュ・フローが配分される順序を含む）が、分類しようとしている金融商品の契約条件において定められている取引を指しているとされている。（IFRS 第 9 号 BC4.290 項）

[12] 原プールは、IFRS 第 9 号の分類の要求事項（セクション 4.1）の範囲に含まれていないが元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等である契約上のキャッシュ・フローを有する金融商品（例：一部のリース債権）を含んでいてもよい。しかし、残価リスクの対象となっているか又は基本的な融資のリスク若しくはコストではない変数（例えば、市場賃料率）に連動している変動リース料で構成されているリース債権は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等である契約上のキャッシュ・フローを有していない。（IFRS 第 9 号 B4.1.23 項）

金融商品が含まれており、その他の金融商品は次のいずれかである。また、原金融商品プールについては、キャッシュ・フローを（パス・スルーではなく）生み出している原金融商品プールが特定できるまで、ルック・スルーを行わなければならない。

① 原金融商品プールに含まれる金融商品のキャッシュ・フロー変動性を減少させ、当該金融商品と合わせた場合に、SPPI 要件を満たすもの（例：金利キャップ、金利フロアー、当該金融商品に係る信用リスクを減少させる契約）

② 次の点のみの差異に対処するために、トランシェのキャッシュ・フローと原金融商品プールに含まれる金融資産のキャッシュ・フローとを一致させるもの

ア．金利が固定型か変動型か

イ．キャッシュ・フローが表示される通貨（当該通貨のインフレーションを含む）

ウ．キャッシュ・フローの時期

(3) 当該トランシェに内在する原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか又はそれ以下である（例：分類を検討しようとしているトランシェの信用格付けが、原金融商品プールの資金源となった単一のトランシェに適用される信用格付けと同等又はそれより高い）

28. また、次の場合には、純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定しなければならない。（IFRS 第 9 号 B4.1.26 項）

(1) 当初認識時に保有者が前項の条件を判定できない場合

(2) 当初認識後に原商品プールが前項(2)の条件を満たさなくなるように変化する可能性がある場合[13]

以　上

[13] 別紙第 27 項(2)の条件を満たさない資産で担保されている金融商品を含んでいる場合には、企業が担保を支配する意図で当該トランシェを取得したのでない限り、こうした資産の所有権を得る能力については、SPPI 要件を評価する目的上は無視しなければならない。（IFRS 第 9 号 B4.1.26 項）